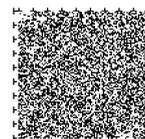


市橋委員提出資料



東京都障害者施策推進協議会 第7回専門部会

委員 市橋博

団体 障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会

「東京都障害者・障害児施策推進計画の策定に向けて（提言案）」の討議に際して意見

以下、意見します。

1 から 3 は提言全体に対する意見です。

4 以降は個別の項目にかかる最後の補強意見です。提言案には、これまで私たちが主張したことが反映されているものもあれば、そうでないものもあります。すべてに意見を展開することが難しいので、重要だと考えることを再度意見します。

1. 私たち東京都障害者施策推進協議会・専門部委員に課せられた使命は、東京都が策定する東京都障害者・障害児施策推進計画に対して、専門部委員としてあるいは推進協議会委員として、提言を提出することである。そのことは、この提言案の3ページに、「本協議会では、、、新たな計画策定にあたって留意すべき事項を以下に示す」と書いてある通りである。言い換えれば、推進協議会が東京都に対して、提言する言い方書き方でなければならない。今回の提言案全体を、主語が推進協議会となる形の文章にするべきである。その趣旨からすると、文章の書き換えが必要になるものがある。

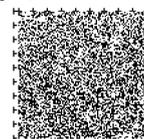
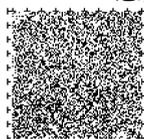
一例を挙げれば、4ページ「第1 障害（児）福祉計画に係る基本的事項 1 障害者施策の基本理念」の文章は、「都は、」で始まっているものを削除し、文末は「都に求める」という形にする必要があると考える。すなわちその文章は以下のようなになる。

「「障害者権利条約」や、「障害者基本法」、「障害者総合支援法」の基本理念を踏まえて、自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという、「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害がない者と等しく、どのような状況においても人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会の実現を目指して、障害者施策を計画的かつ総合的に推進するよう、以下、都に求める。」

同様に、提言案全体の文章の整合性を求める。

2. また各章の各項目は、同じ○で始まりながら、これまでの成果やとりくみ状況を報告しているものと、「必要である」「重要である」と課題が書かれているものがあり、わかりづらい。これを「とりくみ・状況」「課題」として整理してはどうか。

さらに、協議会からの提言なのだから、委員・専門部委員、そして団体連絡協議会からの意見について、「～～のような意見があった」ということを載せるべきである。賛否があっ



たとしたら両方載せるべきである。委員の意見こそが、計画策定時の「とりくみの方向性」につながると思われる。

ということで、提言の各項目について、「とりくみ・状況」「課題」「委員からの意見」というようにまとめていくと良いのではないか。

3. 3年間の現計画があり、次の3年間の新計画を検討する際には、現計画に基づいた施策がどの程度進んだかについて、必要な項目について調査が行われ、その結果に基づいて検討がおこなわれなければならない。今回の専門部会では、委員や専門部委員が検討を必要とする項目についての調査がなされたとは思われない。委員等に事前に、問題意識をはかり、それに基づいた事前の実態調査が行われるようにしてもらいたい。

また、現状をつかむという意味で、今回は障害者団体連絡協議会の団体にも意見を聞く機会を設けたのはよかった。できるなら、そのすべての団体を、次回の推進協議会では専門部委員とすることも検討があつてよいと考える。

以上の趣旨で、次回の障害者施策推進協議会のあり方についても提言を行うこととしてほしい。「はじめに」もしくは「おわりに」に、今回の推進協議会の反省として、次回の推進協議会では「検討期間の延長」「専門部委員の拡大」「必要な実態調査にもとづいた十分な検討がおこなわれること」を提言する、と載せてほしい。

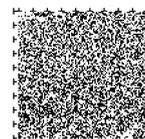
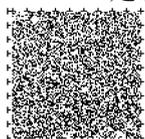
4. P12 施策目標Ⅱに関して（サービスの質）

1の「(1) 障害者福祉サービス等の提供体制に係る基本的な考え方」の項目で「○ 区市町村及び東京都は、障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、入所施設等から地域生活への移行等に関する成果目標を設定し、成果目標の達成に必要なサービス等の量（活動指標）の見込みを定める必要がある。」としているが、今回の推進協議会専門部会の論議では、「サービスの質の課題」についても多く指摘されたところである。それをふまれば、ここに次の趣旨の文章を載せることを求める。「、、量（活動指標）の見込みを定める必要がある。それと同時に、サービスの質を向上させるため、事業者の過度な利益追求型からの脱却を求め、実効的な指導をおこなう必要がある。」

P16 2の「(2) 障害福祉サービス等の質の確保・向上」という項目があげられているのはよいが、やはり施策目標のはじめの項目で「質」の問題を取り上げておくべきである。

5. P12 施策目標Ⅱに関して（サービス提供に必要な人数）

1の(2) 障害福祉サービス等の必要量の見込（P13）に関して、提言案では区市町村や都に対し障害者福祉サービス等の必要量を作成することを述べているが、さらに深めて、そのサービスを保障するのに必要な職員等の人数を明らかにしていくことも提言として求めたい。人が確保できなければ福祉事業が成り立たない。施策目標Ⅴの人材の確保・育成・定着とつながり重要な観点だ。



6. 施策目標Ⅱに関して（地域移行に関して）

P18 3の「(2) 入所施設の定員に関する考え方」において、入所待機者がいることを書いたことは前進だが、これまでに委員として意見をしてきたように、入所待機者は1400名いる。くらしの場の確保は社会保障として大前提の問題だ。つまり1400人の社会保障としての「住まいの確保」ができていないことと考えられるので、入所待機者はゼロにしたうえで、地域の「住まい」に移行を希望する入所者について、必要な支援をおこなっていくことを施策とするべきである。

提言では、「知的障害者と身体障害者で1400名の入所待機者」「社会保障として、先ず入所待機者の解消を図る必要がある」ことを追加してのべるべきである。

7. 施策目標Ⅲに関して（人員不足に関して）

「1 障害児への支援の充実」においても、「2 すべての学校における特別支援教育の充実」においても、現状では、深刻な職員不足・教員不足が指摘されているが、そのことが実態として提言で示されていない。私たちや他の委員が指摘してことをふまえ、「現状」として計画には職員不足・教員不足の実態、そしてその解消にむけて分析ととりくみを載せるよう提言するべきである。

8. 施策目標Ⅳに関して（東京都・区市町村の障害者雇用に関して）

実施状況にも第7期の目標にも東京都や区市町村、教育委員会の障害者雇用の拡大、障害者雇用率の向上についての記述がない。専門部会で何回か指摘してきたが、東京都は民間企業への模範となるべく、東京都自身の現状と目標について明記させていく必要がある。このことについて、東京都に対して強く提言する必要がある。提言しない理由がわからない。

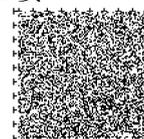
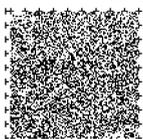
9. 施策目標Ⅴに関して（人材の確保・育成・定着について）

今回の障害者施策推進協議会は、この課題について、「国同様、「定着」を加えた」という説明が当局から行われたと記憶している。そのとおり、サービスをにやう労働者の確保だけでなく「定着」が重要な課題になっている。

その問題意識と実態をみれば、「定着」というキーワードは今回の計画では重要な位置づけになる。

提言案で、下位項目では「定着」が使われているが、大項目である「サービスを担う人材の養成・確保、およびDXの活用」では定着が使われていない。ここはやはり「定着」を入れて、東京都に提言するべきである。

つぎに、人材の確保や定着については、処遇改善すればそれだけですすむ、という簡単なものではないと考えるが、劣悪な処遇の改善については大前提である。提言案で、「福祉施設の実態を調査し、抜本的な処遇改善を図るように国に働きかけていくことも必要である。」としているが、国任せにするだけではなく東京都としてできることをしなさい、と多くの委



員からこれまで意見があったわけだから、最低限「福祉職員の処遇改善のため、東京都は独自施策を計画すべきである」と提言しなければならないと考える。

